

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第22号	
事故等種類	定置網損傷	
発生日時	平成24年2月28日 20時00分ごろ	
発生場所	長崎県平戸市平戸島北方沖 平戸市所在の肥前横島 ^{よこしま} 灯台から真方位209° 1,800m付近 (概位 北緯33° 24.4′ 東経129° 31.5′)	
事故等調査の経過	平成24年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 弘恵丸^{こうえい}、4.8トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS3-502047（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 定置網 錨網1本切断	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、平戸島北方沖を約5ノットの速力で手動操舵により南西進中、平成24年2月28日20時00分ごろ平戸島北方沖に設置された定置網に進入した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 4、視界 不良 海象：波高 約2～3m	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近に定置網が設置されていることを知っていた。 定置網には、沖側に赤色標識灯が2個設置されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、雨により視界不良となった平戸島北方沖を南西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、定置網に設置された赤色標識灯に気付かず航行し、定置網に進入して同定置網を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、雨により視界不良となった平戸島北方沖を南西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、定置網に設置された赤色標識灯に気付かず航行し、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定置網が設置されている海域を航行する場合は、できる限り定置網から離れて航行すること。	